

# 日本理学療法士連盟埼玉県支部規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本組織は日本理学療法士連盟埼玉県支部と称する。(以下連盟埼玉県支部という)  
(事務所)

第2条 連盟埼玉県支部の事務所は支部長の所在地に置く。

(目的)

第3条 連盟埼玉県支部は、日本理学療法士連盟の支部として、社団法人日本理学療法士協会（以下理学療法士協会という）および社団法人埼玉県理学療法士会（以下埼玉県PT士会という）の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 連盟埼玉県支部の目的達成のため必要な活動を行う。

- (1) 日本理学療法士協会および埼玉県理学療法士会の目的達成に必要な活動を行う
- (2) 理学療法士組織代表の国政進出と支援に関する活動
- (3) 連盟組織強化拡大に関する活動
- (4) 連盟の広報に関する活動
- (5) 連盟本部との連携に関する活動
- (6) その他連盟の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 連盟埼玉県支部の会員は、正会員・賛助会員とする。

- 2 正会員は埼玉県PT士会会員であり、連盟埼玉県支部に入会した者をいう。
- 3 賛助会員は連盟埼玉県支部の主旨に賛同する者で、支部役員会（以下役員会という）の推薦による者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、連盟本部会長が別に定める入会申込書により会長へ申し込まなければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、支部長が別に定める入会申し込み書により支部長へ申し込まなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、支部において定める会費を納入し、連盟には総会で別に定めた額を支

部でまとめて納入する。

2 賛助会員の会費は、支部において定め、支部の収入とする。

(除名)

第8条 会員にして次の行為をなしたる者は役員会の議を経て退会させることができる。

但し、本人に弁明の機会が与えられる。

- (1) 連盟埼玉県支部の規約および決議に違反したとき
- (2) 連盟埼玉県支部の名誉を汚したとき

### 第3章 役員

(定数)

第9条 連盟埼玉県支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 事務局長、財務局長、渉外局長、企画局長、調査局長、学修局長、広報局長  
各1名
- (4) 監事 5名
- (5) 各局に次長を置く。但し局長事故あるときは代行する。

(選出)

第10条 役員は連盟埼玉県支部の正会員の中から選ぶ。

- 2 支部長は連盟埼玉県支部総会において決定する。
- 3 副支部長、各局長、監事は支部長が推薦し総会において決定する。
- 4 各次長は支部長が推薦し役員会で決定する。

(任期)

第11条 役員の任期は3年を1期とし、選任された通常総会の終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。但し、再任は妨げない。

(職務)

第12条 支部長は連盟埼玉県支部を代表し、会務を総理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 局長はそれぞれ連盟埼玉県支部の業務を分担して処理する。
  - (1) 組織に関すること
  - (2) 財務に関すること
  - (3) 渉外に関すること
  - (4) 企画に関すること
  - (5) 調査に関すること
  - (6) 学修に関すること

(7) 広報に関すること

4 監事は会務の執行状況および会計を監査する。

(顧問・相談役)

第13条 連盟埼玉県支部は顧問及び相談役をおくことができる。

(報酬)

第14条 役員は無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

## 第4章 総 会

(種別)

第15条 連盟埼玉県支部の総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は役員をもって構成する。

(機能)

第17条 総会は連盟埼玉県支部の運営に関する事項を議決する。次にあげる事項は総会の議を経なければならない。

(1) 規約改正に関する事項

(2) 決算の承認に関する事項

(3) 予算に関する事項

(4) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項

(5) その他必要事項

(開催)

第18条 通常総会は毎年1回支部長が招集する。

2 臨時総会は次の項(1)(2)に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき

(2) 役員の3分の2以上、または会員の3分の2以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき

(召集)

第19条 通常総会の召集および会議の日時、場所、目的および審議事項を30日前までに公表し会員に通知する。

(議長)

第20条 総会に議長団を置く。

2 議長団は2名とし、総会前の役員会において正会員の中から選出し、総会において承認を受ける。

(定足数)

第 21 条 総会は役員のうち 7 名及び会員の各々 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。  
(議決)

第 22 条 総会における議決は会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第 5 章 支 部 役 員 会 並 び に 委 員 会

(支部役員会)

第 23 条 役員会は総会に次ぐ議決機関とし、支部長が召集し議長となる。

2 連盟埼玉県支部における諸問題について協議する。

(特別委員会)

第 24 条 連盟埼玉県支部は必要に応じ特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は必要事態発生時に支部長が委員を推薦し役員会で選出する。

3 委員長は委員の互選による。

4 特別委員会の任期は必要事態終了時までとする。

## 第 6 章 事 務 局

(事務局・職員)

第 25 条 連盟埼玉県支部の事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には所用の職員を置く。

3 事務局・職員には支部長が任免する。

## 第 7 章 会 計 お よ び 会 計 年 度

(会計・年度)

第 26 条 連盟埼玉県支部は会員の会費及び寄付金その他の収入により運営し会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。(平成 12 年 5 月 26 日総会にて改正)

(責任者)

第 27 条 政治資金規正法届け出会計責任者は、支部長がこれを指定する。

## 第 8 章 雑 則

(細則の新設)

第 28 条 この規約により会務を遂行するために必要な項目は役員会の議決を経て細則で支部長がこれを定める。

(附則) 第 1 条 本規約は平成 16 年 3 月 14 日より施行する。